

# 今後のWGの進め方について



平成30年9月11日  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

## 今後のWGの進め方について（案）

- 第1回～第2回：政府及び民間の取組のフォローアップ
- 第3回：行政機関等が保有するデータ活用に向けた取組
- 第4回～第5回：分野別の事業者の取組等ヒアリング
- 第6回～：フォローアップ及び分野別ヒアリングを踏まえた論点整理

WG回次	テーマ	内容
第1回 (7/31)	政府の取組 フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組状況の全体概要〔事務局〕</li> <li>「情報銀行」の社会実装に向けた取組〔総務省〕</li> <li>データポータビリティに関する調査・検討について〔経済産業省〕</li> <li>マイポータルを通じた特定健診データの提供等に関する検討状況〔厚生労働省〕</li> </ul>
第2回 (9/11)	民間部門の 取組フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報銀行の取組事例〔三菱UFJ信託銀行株式会社〕</li> <li>パーソナルデータ活用の事例〔住友生命保険相互会社〕</li> <li>データ取引市場に関する取組〔渥美坂井法律事務所 落合孝文弁護士〕</li> </ul>
	各省の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度予算概算要求における主な取組予定等〔総務省、経済産業省〕</li> </ul>
	今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回会合主な意見、今後の進め方〔事務局〕</li> </ul>
第3回 (10月予定)	行政機関等が保有するデータ活用に向けた取組	
	各省の取組（必要に応じ）	
第4回 (11月予定)	事業者の取組等ヒアリング①（ヘルスケア分野）	
	各省の取組（必要に応じ）	
第5回 (12月予定)	事業者の取組等ヒアリング②（（i）人材分野、（ii）産業データ分野）	
	各省の取組（必要に応じ）	
第6回以降 (年明け～ 年度内目途)	フォローアップ及び分野別ヒアリングを踏まえた論点整理、検討	

## 【参考】第1回WGにおける構成員からの主な意見

### (1) 国の保有するデータの活用について

- 行政データの流通を検討する際の基礎的な情報として、各法令に基づくサービスを、誰がどこでどう使っているのか整理してみてもどうか。

### (2) 自治体の保有するデータの活用について

- いわゆる2000個問題に代表されるような自治体ごとの条例に基づく情報の取扱いや解釈の差異について、抜本的な対策がなかなか講じられないが、情報セキュリティ対策の課題などの背景を認識した上で、データの利活用方策を議論すべきではないか。
- 自治体ごとの解釈の相違を盾にして利活用が進まないことがないよう、国主導で検討をすすめるべきではないか。
- 自治体ごとの解釈の相違については、総務省のデータ利活用ガイドブックVer1.0の検討時に行ったような具体的なデータについての個人情報への該当性や活用方策の検討や、個人情報審査会における判断の考慮要素などを検討することが有効ではないか。

### (3) 民におけるデータ流通促進について

- データ活用における民間企業の躊躇を取り払う必要。「この範囲であれば全く問題ない」という視点を提示することも検討すべきではないか。
- リアル社会において登記簿謄本や自動車保有情報などは誰でも見ることができることが制度的に担保されているが、こうした制度的な前提が一般に認知されていないのであれば、この点の理解を深めていくことも重要ではないか。
- 情報信託機能におけるデータの真正性や品質が担保されると、データ取引市場との連結が考えられるのではないか。
- 情報信託機能における利用者のコントロールビリティについて、例えば同意の撤回の効果や、データ提供先の選択の幅など、競争領域として様々な形態が考えられるが、今後、実証実験等も踏まえて議論を深めるべきではないか。

## 【参考】第1回WGにおける構成員からの主な意見

### (4) データポータビリティについて

- ポータビリティによりデータを一旦個人に戻し、本人の利用インセンティブに基づき本人同意のもとでデータを提供する仕組みが現状の最適解ではないか。
- ビジネスを阻害する懸念からデータポータビリティの法制化は慎重に考えるべきではないか。
- ポータビリティの根拠として、データコントロールを権利として考えるのであれば、国や自治体のサービスに対しても同じように適用すべきではないか。
- 域外適用できない法令でデータポータビリティを制度化した場合、国内企業にだけ足枷をはめることになり問題。
- 域外適用規定はあっても法執行の観点から限界があることが課題。
- データポータビリティにより個人が自分のデータを活用するようになれば、データ利活用が増え、企業にとってもエコシステムが成立するのではないか。
- ポータビリティを制度とする場合、本人の権利として、これまでの個人情報保護法の第28条の開示請求に加え、構造化された機械可読形式のもので提供することになることが考えられるのではないか。

### (5) 個人情報保護法関連について

- 行政機関等個人情報保護法における非識別加工情報（個人情報）と、個人情報保護法における匿名加工情報の法的位置付けの差異について、行政データの流通・活用の観点から検討が必要ではないか。
- 非識別加工情報以外についても、個人情報保護委員会の執行権限が官民双方に及ぶよう検討すべきではないか。
- 個人情報保護法の海外事業者への法執行に関し、より強固なエンフォースメントの観点から課徴金の論点があるが、本WGにおいてもデータの流通・利活用の促進という観点から議論する必要があるのではないか。
- GDPRについては、域内各国のエンフォースメントの問題や各国ごとに例外規定が出る可能性、データの囲い込みの懸念など、課題も認識しつつ、我が国のデータ流通の促進策を検討すべきではないか。

### (6) 分野別の課題について

- 学習教育データのPDSでの活用が考えられることから、そのポータビリティについて検討すべきではないか。
- ヘルスケア分野は国民ニーズが高く、マイナポータルを通じた特定健診データ等の提供に関する取組は、一刻の遅れもなく実現させなければいけないが、特定健診データ以外の医療データの扱いについての検討状況はどうか。
- 特定健診データだけでは、急性期医療での利用には不十分で、予防接種歴をはじめとした外来・入院サマリー、検査情報、CTやMRI等のPACS情報の提供が望ましいが、システム対応に時間がかかるため、まずは個人が自らデータを持てる方策を考えることが有用ではないか。

### (7) その他

- 国によるデータの利活用の取組について、行政主導による発案の限界を認識しながら、継続的に持続可能な検討を進めるべきではないか。
- IT総合戦略本部の会議体の取組内容や関係性等について、さらなる整理を検討すべきではないか。